

佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請の流れ

佐世保市新規開業支援利子補給補助金を受けるには、下記の手続きが必要となります。

- 1 開業に必要な資金の融資実行日から12ヵ月経過するころ、日本政策金融公庫から「利子補給補助金の申請の案内」と「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書様式」が届きます。
↓
- 2 開業に必要な資金にかかる12ヶ月相当分の利子支払いを経過した後、12ヶ月相当分の利子支払経過後3ヶ月以内に「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書」及び関係書類（※）を佐世保市商工労働課に提出してください。
↓
- 3 佐世保市から「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付決定通知書」及び「利子補給補助金の請求書」が届きます。
↓
- 4 「利子補給補助金の請求書」に必要事項を記入のうえ、佐世保市に提出してください。
↓
- 5 佐世保市から利子補給補助金が交付されます。

※関係書類

- ①利子支払済額明細書の写し（日本政策金融公庫佐世保支店またはオンラインで申請）
- ②滞納のない証明書（佐世保市役所2階市民税課で発行）
- ③事業を開始したことがわかる書類（個人事業開始届出書、確定申告書などの写し）

◆利子補給の対象となる方は、下記の条件を全て満たす方に限ります◆

- 1 本市において開業する前および開業してから1年以内に、日本政策金融公庫から開業のための融資を受けた方で、融資の決定時から融資返済にかかる遅延のない方
- 2 市税を完納されている方